

第5章 地域福祉保健の推進計画

1 地域福祉保健の現状

1 地域福祉保健を取り巻く環境

少子高齢化や核家族化に伴う単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、都市化の進展による地域社会における人間関係の希薄化など、地域福祉保健を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、このような環境の変化に加え、景気低迷の長期化等の影響を受け、地域福祉保健に対する住民のニーズは、一層増加するとともに多様化が進んできています。

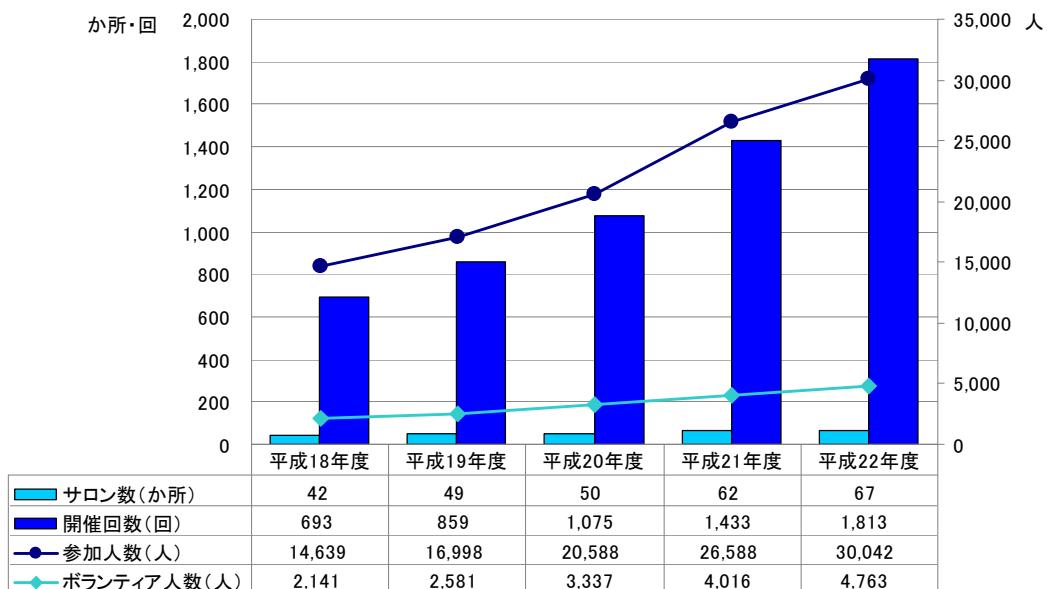
2 地域福祉活動の状況

○ 社会福祉協議会

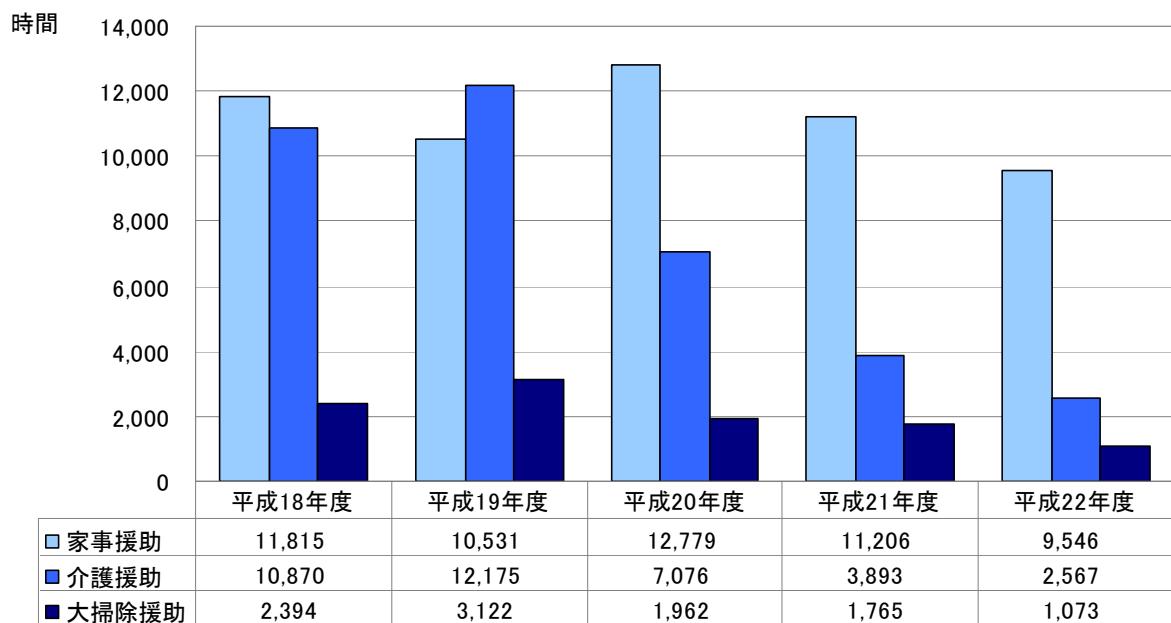
民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会は、「誰もがつながりをもち、支えあえるまち」を目指して、賛助会員の理解と協力を得ながら、民生委員・児童委員、町会・自治会、話し合い員、ボランティア団体等と連携・協働して、地域福祉の向上と充実を図っています。

地域福祉の推進に当たっては、ふれあいいきいきサロンの運営支援、ホームヘルプサービスやファミリー・サポート・センター事業の実施、ボランティア・市民活動センターや権利擁護センター「あんしんサポート文京」の運営など、様々な活動を展開しています。

■ふれあいいきいきサロンの活動状況

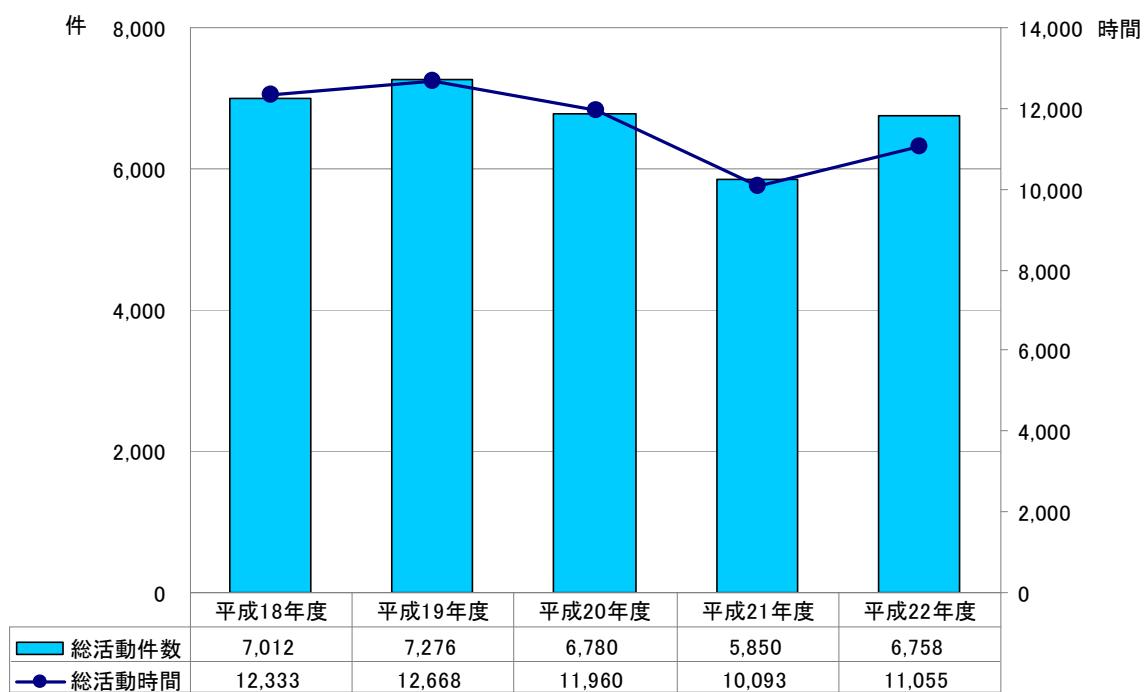


■ホームヘルプサービスの利用状況（延べ利用時間）



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成23年版）

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成23年版）

○ 民生委員・児童委員

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、現在 146 人（主任児童委員含む。）が活動しており、生活上の様々な問題について、常に住民の立場に立って、幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談、支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門的に担当する 9 人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域全体の児童問題に当たっています。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、地域住民が個々の状況に応じた適切なサービス・支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

あわせて、民生委員・児童委員の活動を支援するために設置された民生・児童委員協力員も、現在 8 人が活動しています。

■ 民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
分野別相談指導(件)	高齢者に関する	2,702	2,520	2,178	2,455	2,819
	障害者に関する	242	190	222	191	173
	子どもに関する	404	394	446	400	381
	その他	578	523	526	494	371
	計	3,926	3,627	3,372	3,540	3,744
その他活動(件)	調査・実態把握	1,552	14,284	1,313	1,624	2,168
	行事への参加	5,525	6,204	4,640	4,133	4,424
	地域福祉・自主活動	2,647	2,665	2,856	2,850	3,083
	民児協運営研修	6,040	6,243	7,156	7,185	7,516
	証明事務	123	80	62	84	86
	要保護児童発見	27	26	29	58	64
訪問連絡(件)	訪問連絡活動	5,356	7,683	6,288	5,953	6,827
	その他	13,873	26,460	13,703	14,482	14,699
	委員相互	15,694	15,724	15,731	14,174	15,291
	その他	8,730	8,458	10,214	8,974	9,206
活動日数(日)		20,782	20,554	20,612	20,688	21,267

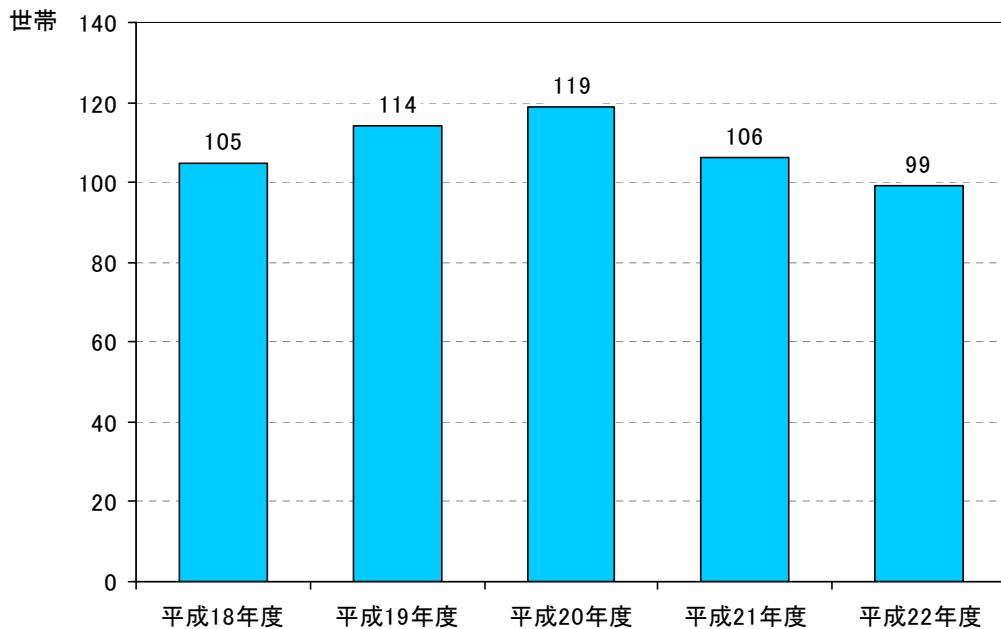
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成 23 年版）

○ 話し合い員

話し合い員は、孤立しがちな単身高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上問題の相談を受けるとともに、不慮の事故が起こらないよう、安否確認を行っています。

この話し合い員制度は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から、区長が委嘱する文京区独自の制度で、現在、41人が活動しています。

■話し合い員の活動状況（派遣世帯数）



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成23年版）

○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障害者の地域活動の推進、更生援護の相談や指導、身体障害者に対する理解を深める啓発活動等を行っています。

また、知的障害者相談員は、知的障害者の家庭における療育や生活に関する相談、指導及び助言、知的障害者に対する理解を深める啓発活動等を行っています。

現在、6人の身体障害者相談員と4人の知的障害者相談員が活動しています。

○ 青少年対策地区委員会

地域社会における青少年健全育成の中心的役割を担う青少年対策地区委員会は、町会・自治会、PTA、保護司会、青少年委員会、民生委員・児童委員協議会、スポーツ推進委員会など、地域の様々な団体によって構成され、青少年の健全育成に関する様々な事業を実施しています。

各地区委員会は、地域活動センターの管轄区域を単位として、9地区に分かれ、それぞれの地域特性を活かした活動を行うとともに、文の京こどもまつりの開催、機関誌の発行など、9地区合同事業も実施しています。

3 地域の福祉保健ネットワーク

○ 高齢者安心見守りネット

高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員、町会・自治会、警察署、消防署、新聞販売店、牛乳販売店など、様々な活動主体や関係機関と区が協働しながら、ハートフルネットワークの充実を図っています。

さらに、このハートフルネットワークを含めた多くの事業を有機的に連携させるとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関相互の協力関係を深めることにより、地域の高齢者に対する、幅広くきめ細かな支え合いの仕組みである高齢者安心見守りネットの構築を進めています。

○ 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ的確な対応等を行うため、小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、子ども家庭支援センターなど、子どもにかかわる関係機関によるネットワーク組織として、文京区要保護児童対策地域協議会（平成19年12月文京区児童虐待防止ネットワーク連絡会から改組）を設置しています。

また、児童虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関に周知しています。

4 地域福祉活動を担う人材育成の支援

○ ボランティア等に対する人材育成の支援

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」を通じて、研修、講習会、体験教室の実施をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成の支援を行っています。

また、地域活動に携わるきっかけづくりを提供する社会参加促進講演会や地域貢献講座の開催、自立的な地域公益活動を広報面で支援する地域活動参加支援サイトの運営など、区民の様々な地域活動への参加促進を図っています。

5 バリアフリーの環境づくり

○ 生活環境のバリアフリー化

多くの人々が利用する区内の公共的施設、道路、公園等については、文京区福祉環境整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、段差の解消、だれでもトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置等をはじめとしたバリアフリー化を進めています。

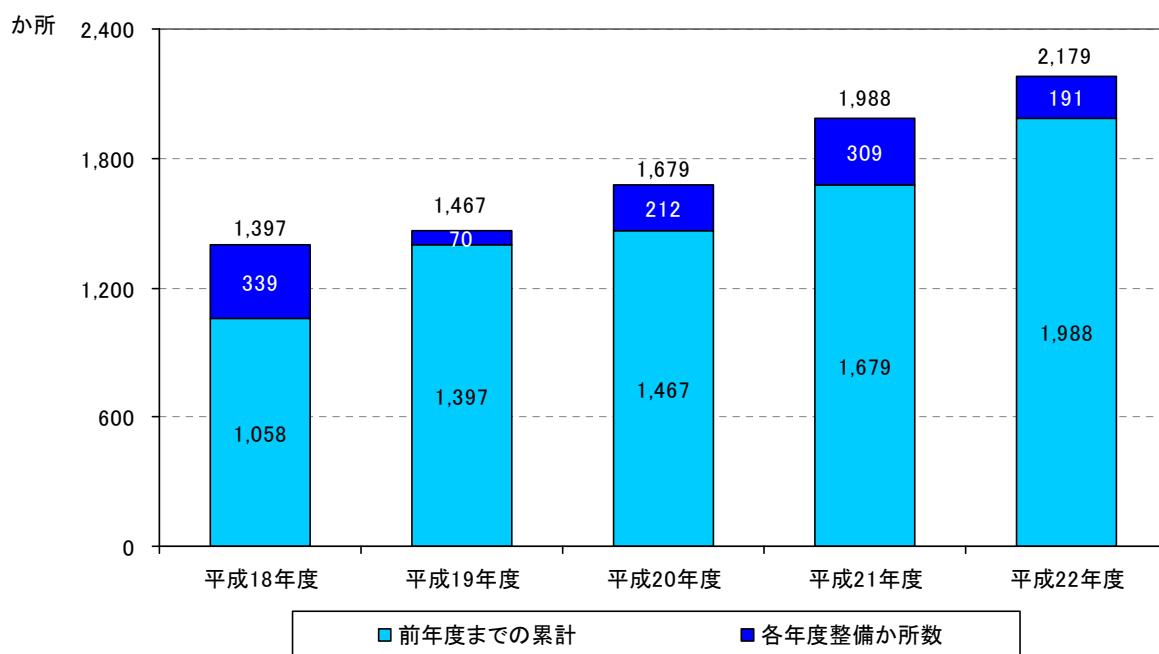
○ 心のバリアフリー化

区民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、正しい知識が得られるよう、小・中学校における福祉教育や障害者週間記念行事「ふれあいの集い」、人権週間における行事など、様々な機会を通じて、心のバリアフリーと人権意識の啓発を図っています。

○ 情報のバリアフリー化

積極的な社会参加を促進するため、個々の能力や特性に対応した手段により、必要な情報が十分に提供され、容易に取得できるような環境の整備を目指し、声の広報・点字広報の発行、区ホームページの充実、ディジタル*や音声コード*の活用、パソコン教室の開催など、情報のバリアフリーに取り組んでいます。

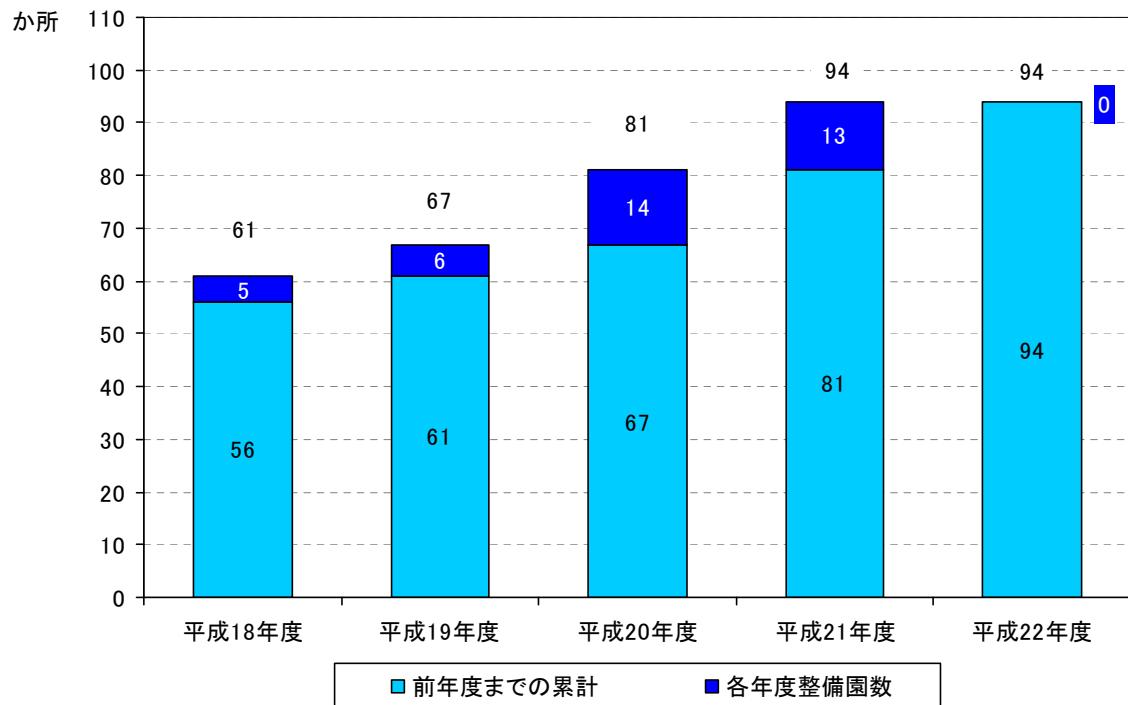
■バリアフリーの道づくりの整備状況



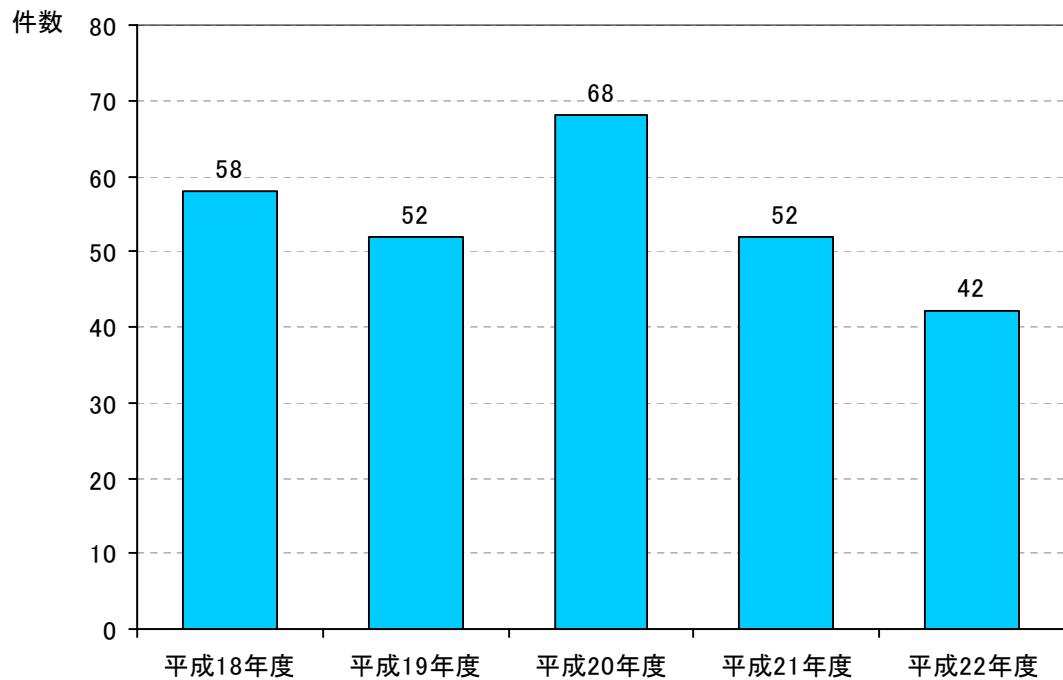
*ディジタル 専用の機械やパソコンにより、音声を再生することができるデジタル録音図書のこと。CD-ROMを主な記録媒体としています。

*音声コード 紙に掲載された情報を音声に変えることができるコードのこと。切手サイズで、専用読み取装置により音声で内容を確認することができます。

■バリアフリーの公園づくりの整備状況（児童遊園含む）



■福祉環境整備要綱に基づく協議件数



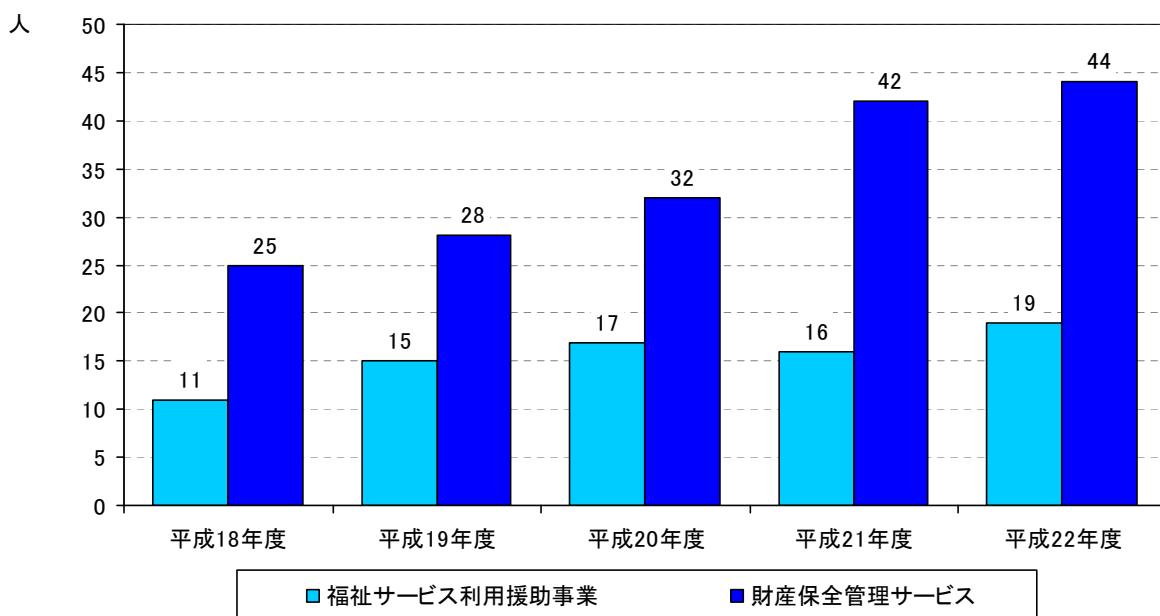
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成23年版）

6 権利擁護

○ 福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が、多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス事業者と対等な立場で、安心してサービスが利用できるよう、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」と連携して、福祉サービス利用援助事業や相談支援を行っています。

■あんしんサポート文京の利用者数

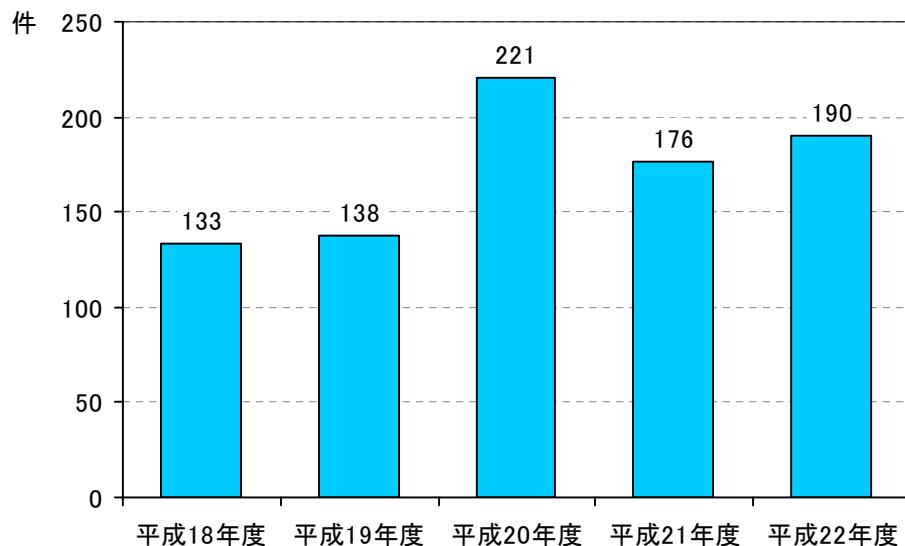


○ 成年後見制度

区の高齢者相談窓口、地域包括支援センター及び社会福祉協議会における権利擁護に関する相談件数は、年々増加する傾向にありますが、成年後見制度に関する相談や申立件数は、増加する一方で、申立者の不在や費用負担の問題などの理由により、申立を避けるケースが見られます。

そのため、区では、制度に対する周知をはじめ、「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、制度が適切に活用されるよう、普及啓発と利用促進を図っています。

■成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成 23 年版）

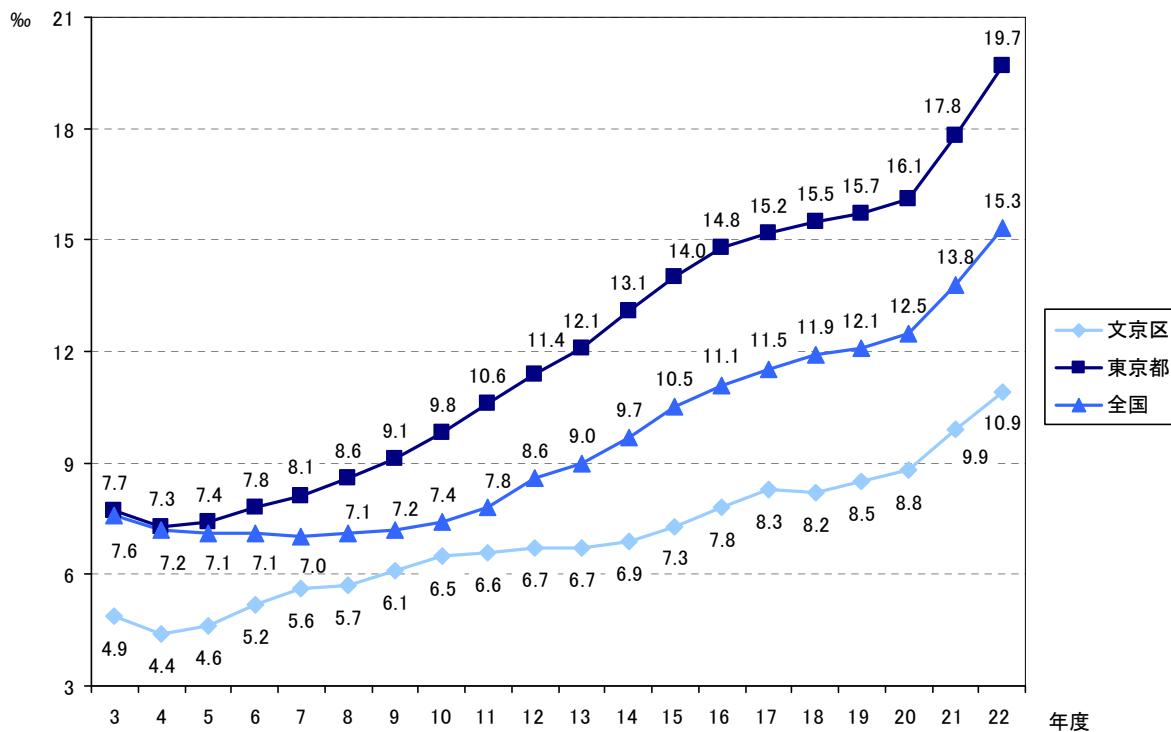
7 生活福祉要援護者の状況

○ 生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成 4 年 8 月以降、増加し続けており、近年は、急速な景気の低迷等の影響を受け、保護率の推移を見ると、平成 20 年度の 8.8% から平成 22 年度の 10.9% に大きく上昇し、増加傾向が顕著となっています。

なお、平成 22 年度において、保護開始世帯は 472 世帯、廃止世帯は 288 世帯となっています。

■被保護者の動向

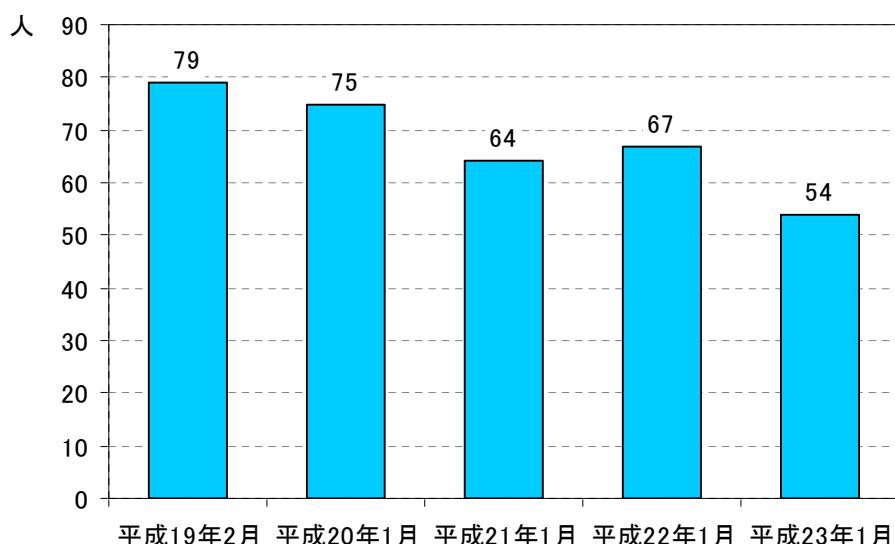


資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成 23 年版）

○ 路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者に対しては、平成 22 年 1 月に自立支援センター文京寮を開設するなど、特別区と東京都が協力して実施する、路上生活者対策事業による自立支援を進めており、その数は漸減傾向にあります。

■路上生活者数の推移



8 医療と介護の切れ目ないサービスの提供

○ 医療と介護の連携

だれもが住み慣れた地域で、健康で自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉の各分野におけるサービスが総合的に提供されることが必要であり、関係機関が相互に連携を図り、個々の状況に応じた、きめ細かな支援ができる体制の整備が求められています。

このような状況の中、区では、医療機関から退院する高齢者が、安心して在宅療養生活に移行できるよう、平成23年10月から、地域包括支援センターに医療連携推進員（看護師）を配置し、ケアマネジャーに対する医療連携支援を行うとともに、医療と介護の連携強化を図っています。

○ 地域医療の連携

区民が切れ目ない医療を受けられるよう、区内の病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会を設置するなど、医療機関同士の連携と役割分担の明確化を図り、地域医療の連携を推進しています。

9 災害時要援護者の支援体制

○ 災害時要援護者名簿登録制度

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者については、平成19年度から災害時要援護者名簿登録制度を設け、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防と必要な情報を共有し、相互に連携して、災害発生時の安否確認、避難誘導等の支援に備えています。

また、災害時要援護者個々の状況に応じた適切な支援が行えるよう、平成23年度に、災害時要援護者名簿の内容充実を図っています。

○ 福祉避難所に関する検討

地震等により、自宅が倒壊・焼失の被害を受けたり、又はそのおそれがある場合は、32の区立小・中学校等を避難所として指定し、避難者を受け入れることとしていますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災での検証結果を踏まえ、一般の避難所で生活することが困難な災害時要援護者等が避難するための福祉避難所の整備に関する検討を進めています。

2 地域福祉保健の推進に関する重点課題

地域福祉活動の促進及び人材育成の支援

だれもが安心して自立した暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が協力し合う、広がりと厚みのある支援体制を構築することが重要な課題となっています。

そのために、地域に根差した活動を行う、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員、青少年対策地区委員会、ボランティア等の活動を促進し、これらの活動の有機的な連携をとおして、福祉のネットワークの充実を図ります。さらに、地域住民が主体となり地域の様々な課題を自らのものとして受け止め、ともに支え合う中で解決を目指す支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、地域福祉を幅広く支える人材であるボランティアの活動が、ますます重要となっているため、社会福祉協議会が設置する「ボランティア・市民活動センター」等と連携し、さらなる育成支援を行います。あわせて、様々な主体との協働により、団塊の世代をはじめとした区民が、自らの知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりを推進します。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全で快適に生活し、主体的な社会参加を促進するためには、ハード面とソフト面が一体となった、ひとにやさしいまちづくりが必要不可欠です。

そのために、建築物、道路、公園、駅等のバリアフリー化を一層推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進します。

また、互いに人格と個性を尊重し、偏見や誤解を受けることのないよう、心のバリアフリーを推進するとともに、生活情報や区政情報をはじめとした情報のバリアフリーを推進していきます。

福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者が、サービスの内容を十分に理解し、必要とするサービスを安心して選択できる環境の整備が求められています。

そのため、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、相談支援体制を充実させるとともに、成年後見制度利用支援をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図り、福祉保健サービスの利用支援と利用者の権利を守る環境づくりを推進します。

生活福祉要援護者等への支援

昨今の厳しい社会経済情勢の影響を受け、生活困窮者やDV（ドメスティック・バイオレンス）* 被害者など、社会的な支援を必要としている方々が置かれている状況も、厳しさを増しています。

このような状況の中、生活保護受給者や路上生活者の自立した生活への移行、DVや虐待の防止・早期発見等を実現するため、生活、就労、健康管理等の支援や関係機関と連携した相談機能の強化を図り、だれもが安心して自立した生活を送ることができるよう、支援を行っていきます。

保健・医療・福祉の連携

高齢者の医療と介護に対するニーズをはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健・医療・福祉の各分野が緊密に連携し、必要なサービスに適切に結びつける仕組みづくりが求められています。

これらのニーズに適確に対応し、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で自立した生活を営めるよう、地域資源の有効活用やネットワーク化を推進することにより、保健・医療・福祉の切れ目ないサービスが総合的に提供されるシステムを確立していきます。

災害時における安全・安心の確保

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対し、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、あらかじめ、支援体制を確立しておくことが、重要な課題となっています。

そのため、災害時要援護者個々の状況に応じた、きめ細かな支援を速やかに行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、地域での支え合いに基づく支援体制を充実させます。

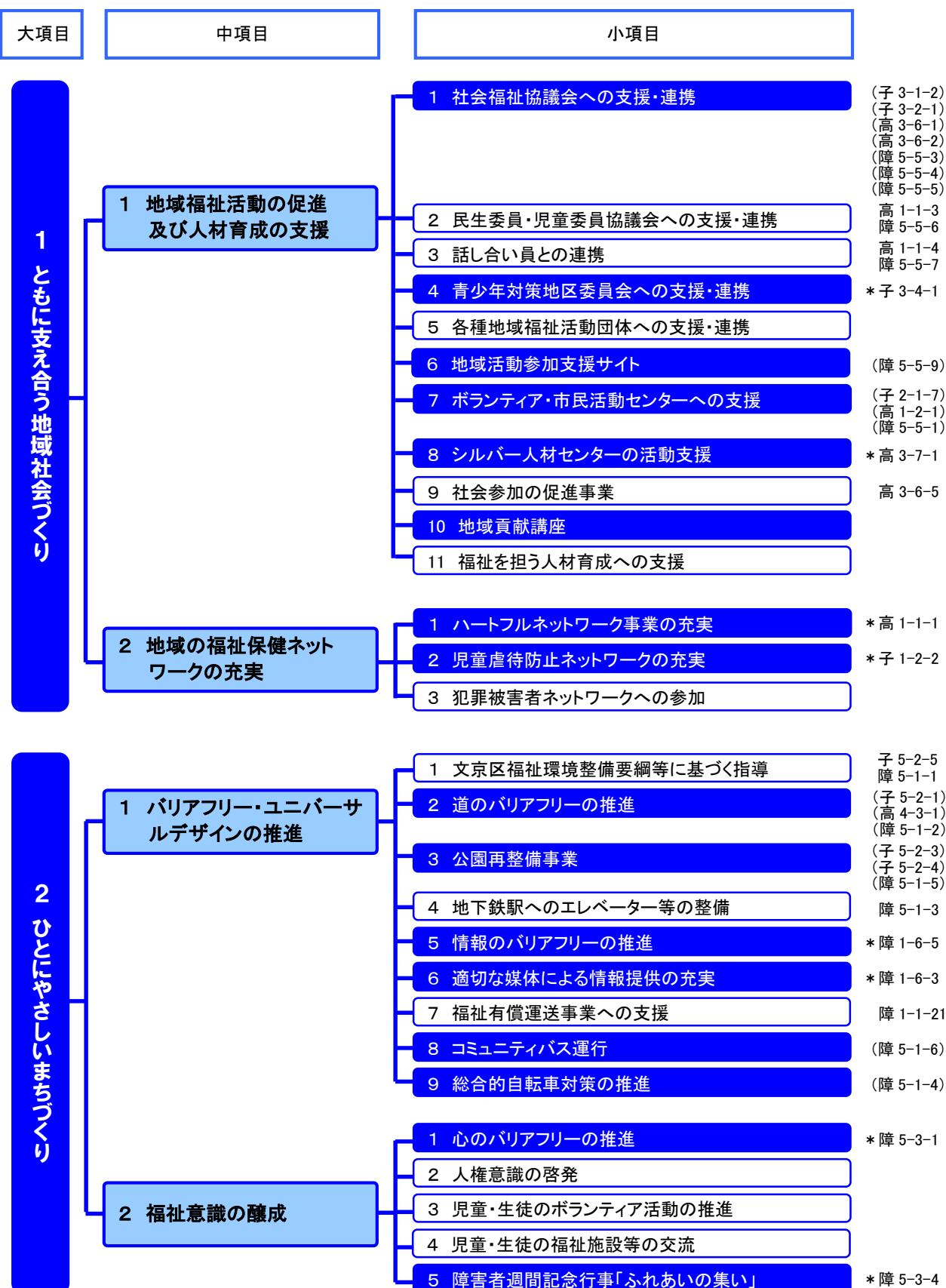
*DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力をいいます。

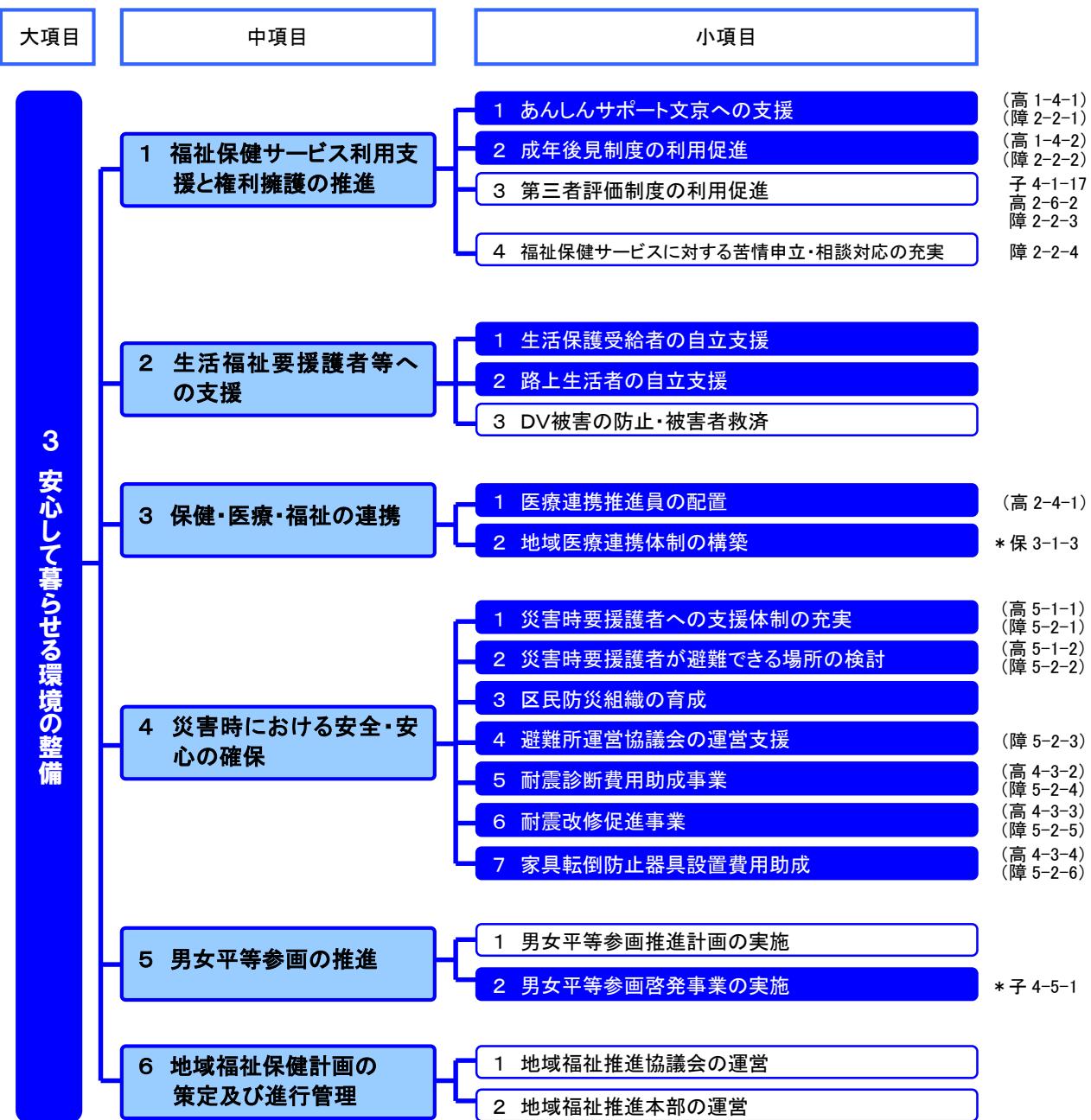
3 計画の目標

地域福祉保健を推進していくためには、行政による公的な支援の充実だけでなく、自助・互助・共助・公助の組み合わせにより、地域の構成員である住民、福祉関係団体、事業者等が、それぞれの役割と責任を分担しながら、力を合わせて、地域における課題を解決していくことが重要です。

そのために、支援を必要とする人の視点に立ち、互助の理念に基づいた「ともに支え合う地域社会づくり」、様々な物理的・心理的障壁を取り除く「ひとにやさしいまちづくり」、相談支援体制の充実をはじめとした「安心して暮らせる環境の整備」に関連する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

4 計画の体系





【凡例】

- ・小項目の **■** は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号)を記載しています。
 - 子 … 子育て支援計画、高 … 高齢者・介護保険事業計画、
 - 障 … 障害者計画、保 … 保健医療計画
 - () … 本計画(地域福祉保健の推進計画)で進行管理します。
 - * … 他の分野別計画で進行管理します。

5 計画事業

1 ともに支え合う地域社会づくり

区では、多様な福祉保健施策を展開していますが、その一方で、公的な制度による支援だけでは対応することが難しい課題、制度の谷間となっている課題も顕在化してきています。

このような課題を解決していくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、地域全体で課題に取り組むことが必要です。

のために、互助の理念に基づく、地域における支援体制の充実を図り、ともに支え合う地域社会づくりを推進します。

1－1 地域福祉活動の促進及び人材育成の支援

民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」を策定し、その中では、地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動をモデル地区を定めて実施することなど、地域での様々な活動を積極的に展開することとしています。この活動をとおして、地域住民が地域の生活課題等を自らの問題として受け止め、身近な地域でつながりをもち、ともに支え合う中で解決を図る支え合いの仕組みづくりを目指しています。

また、このような地域福祉活動を担うボランティア等に対して、さらなる育成支援に取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

事業名	1-1-1 社会福祉協議会への支援・連携				
目標	小地域福祉活動の推進などを盛り込む「地域福祉活動計画」を策定し、地域での様々な活動を展開する社会福祉協議会への支援・連携を強化し、住民主体による福祉コミュニティづくりを推進する。 『主な事業』 ◆いきいきサービス 協力会員が利用会員の家事や介護の援助を行うホームヘルプサービスなど、日常生活で手助けを必要とする方に対して、有償で在宅福祉サービスを提供する。 ◆ふれあいきいきサロン事業 外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場（サロン）を通して、地域での交流を深めることにより、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らすことを支援する。 ◆ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助を受けたい依頼会員と援助を行える提供会員をアドバイザーが調整することにより、地域における住民相互の援助活動を支援する。 ◆小地域福祉活動の推進 地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民が主体となって地域の課題の共有、検討、解決を行う小地域福祉活動に取り組み、地域での支え合いの体制づくりを推進する。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
◆いきいきサービス	◆いきいきサービス				
・利用会員数 312人	・利用会員数	400人	450人	550人	
・協力会員数 145人	・協力会員数	200人	250人	300人	
◆ふれあいきいきサロン事業	◆ふれあいきいきサロン事業				
・サロン数 67か所	・サロン数	80か所	82か所	84か所	
◆ファミリー・サポート・センター事業	◆ファミリー・サポート・センター事業				
・センター数 1か所	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする短期的、補助的な会員組織の相互扶助活動を行う。				
・提供会員数 221人	提供会員の拡大のため、PRを行いながら引き続き実施する。				
・依頼会員数 1,897人	・センター数 1か所				
・両方会員数 35人					
—	◆小地域福祉活動の推進	1地区	1地区	2地区	
	・モデル地区数				

第5章 地域福祉保健の推進計画

事業名	1-1-6 地域活動参加支援サイト		
目標	区民等の地域活動への参加を促進するため、コミュニケーションを活発にする機能等を備えた、地域活動参加支援サイトを構築する。		
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）	
	地域活動の情報発信の手段として、ウェブサイト「こらびっと文京」をNPOと協働で運営し、活動団体の支援を行った。あわせて、参加支援サイト構築のための検討を行った。	ウェブサイトの特性について、調査・研究や検討を行い、地域活動情報発信のサイトである「こらびっと文京」に相互交流などの機能を充実させる。	

事業名	1-1-7 ボランティア・市民活動センターへの支援				
目標	社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。 また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。 さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。				
	実績（22年度）	計画内容			
	◆ボランティア・市民活動まつり ・参加団体数 67団体 ・利用登録団体数 85団体	◆ボランティア・市民活動まつり ・参加団体数 ・利用登録団体数	年度	24年度	25年度
	—	◆災害ボランティアセンター ・登録スタッフ数	90団体	100団体	105団体
		25人・団体	30人・団体	30人・団体	

事業名	1-1-10 地域貢献講座				
目標	長年にわたり社会活動に従事し、各分野の知識や技能を持っている方に地域活動やその運営に携わるきっかけを提供するため、地域貢献講座を開催する。				
	実績（22年度）	計画内容			
	講座開催数 1講座	講座開催数	年度	24年度	25年度
		1講座	1講座	1講座	1講座

1－2 地域の福祉保健ネットワークの充実

様々な主体が行っている地域に根差した活動を有機的に連携させ、地域における福祉保健のネットワークの充実を図ることにより、地域の構成員がともに支え合う、広がりと厚みのある支援体制を構築していきます。

2 ひとにやさしいまちづくり

日常生活の支障となっている様々な物理的・心理的な障壁を取り除き、だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に主体的に参加できるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

2-1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

場所がひとを選ばない環境づくりを進めるため、多くの人々が利用する公共的施設、道路、公園等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境の整備を促進します。

また、だれもが安心して快適に外出できるよう、移動しやすい交通環境づくりを推進します。

【進行管理対象事業】

事業名	2-1-2 道のバリアフリーの推進					
目標	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成12年度の現況調査により抽出した3,969か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。					
	実績（22年度）	計画内容				
	整備件数 191件 (13~22年度累計 2,179件)	整備件数	年度	24年度	25年度	26年度
			200件	200件	200件	

事業名	2-1-3 公園再整備事業	
目標	区内のすべての公園43園、児童遊園69園及び一時開放遊び場7園について、障害者や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩えるよう、毎年2園の再整備を行い、各園の状況に応じたバリアフリー化を推進する。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<ul style="list-style-type: none"> ・整備公園（児童遊園含む。）数 13園 ・整備トイレ数 1か所 <p>※旧「公園のバリアフリーの推進」「トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり)」事業の21~22年度実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園再整備数 2園 ・児童遊園再整備数 2園

事業名	2-1-8 コミュニティバス運行				
目標	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数 1,326人	千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数	千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数	1,350人	1,357人	1,362人
	目白台・小日向ルート 一日当たりの平均利用者数	目白台・小日向ルート 一日当たりの平均利用者数	1,071人	1,121人	1,143人

事業名	2-1-9 総合的自転車対策の推進	
目標	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上等、総合的な自転車対策を実施する。 NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐輪場2か所（千石南・護国寺駅西）を整備した。	歩行環境の改善のために、未整備駅2駅（御茶ノ水駅・新大塚駅）に自転車駐輪場の整備を行う。 なお、整備については、地域団体や民間団体と協働して行うとともに、民設民営方式も含めた検討を行う。

2－2 福祉意識の醸成

だれもが偏見や誤解を受けることなく、一人ひとりの多様性が尊重されるよう、児童・生徒の福祉施設等での交流や障害者週間記念行事「ふれあいの集い」など、様々な機会を通じて、心のバリアフリーと人権意識の啓発を一層推進し、あらゆる場面において、人格と個性が尊重されるまちを目指します。

3 安心して暮らせる環境の整備

福祉保健サービスや支援を必要としているすべての人が、地域で孤立せず、安心して生活することができるよう、様々な活動主体や関係機関と連携・協力し、相談・支援体制の充実をはじめ、ニーズが適切にサービスや支援に結びつく環境を整備していきます。

3-1 福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進

福祉保健サービスの利用に際し、援護の必要な高齢者、障害者等が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発と利用促進を図るとともに、専門相談や苦情対応等の相談・支援体制を充実させ、福祉保健サービスの利用支援と利用者の権利擁護を推進していきます。

また、サービス利用者に対する情報提供の促進及び事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、事業者の福祉サービス第三者評価の受審を支援します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-1-1 あんしんサポート文京への支援				
目標	福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。 また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
		福祉サービス利用援助事業 利用件数 19件	福祉サービス利用 援助事業利用件数	32件	41件
		財産保全管理サービス 利用件数 44件	財産保全管理サー ビス利用件数	51件	59件
	法律相談利用件数 13件	法律相談利用件数	24件	36件	48件

事業名	3-1-2 成年後見制度の利用促進				
目標	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。				
	実績（22年度）	計画内容			
	専門相談利用件数 34件	専門相談利用件数	24年度	25年度	26年度
	法人後見受任件数 1件	法人後見受任件数	40件	44件	48件
			11件	18件	27件

3－2 生活福祉要援護者等への支援

生活保護受給者や路上生活者が、自立した生活に移行できるよう、自立意欲を喚起しながら、個々の状況に応じた必要な支援を行います。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連携強化による相談機能の充実を図るとともに、根絶に向けた啓発活動を推進していきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-2-1 生活保護受給者の自立支援				
目標	生活保護受給者のうち就労が可能と見られる人に対し、ケースワーカーや就労支援相談員が、就労について側面支援を行う。 また、精神障害、アルコール等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員による相談を行う。				
	実績（22年度）	計画内容			
	就労・增收達成者数 28人	就労・增收達成者数	年度	24年度	25年度
			37人	39人	41人

事業名	3-2-2 路上生活者の自立支援				
目標	公園等で生活する路上生活者に対しては、自立支援センター文京寮における、緊急一時保護、就労支援等の一貫した自立支援システムにより、着実な社会復帰を促していく。				
	実績（22年度）	計画内容			
	就労自立者数 44人	就労自立者数	年度	24年度	25年度
			45人	47人	49人

3－3 保健・医療・福祉の連携

多様化する福祉保健ニーズに適確に対応するため、保健・医療・福祉の様々なサービスが、個々の状況に応じて、効果的かつ継続的に提供されるよう、切れ目ないサービスが総合的に提供されるシステムを確立します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-3-1 医療連携推進員の配置	
目標	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	東京都の試行事業として、平成21年10月から平成23年3月の期間で、大塚地域包括支援センターにおいて、地域連携推進員（看護師）を1名配置し、医療と介護が必要な高齢者を支援するネットワークの構築等について検証した。	区内の各地域包括支援センターに医療連携推進員（看護師）を配置し、地域における医療と介護の連携体制の強化を図る。 *本事業は、平成25年度で終了予定

3－4 災害時における安全・安心の確保

災害時において、災害時要援護者をはじめとした、区民の安全・安心を守るため、各主体、関係機関等との連携を強化し、地域での支え合いに基づく支援体制を充実させます。

また、互助・共助の理念に根差した地域の災害対策活動を支援するとともに、自宅等における自主的な防災への取組を促進し、地域の防災力を高めていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-4-1 災害時要援護者への支援体制の充実	
目標	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	引き続き、手上げ方式による災害時要援護者名簿の登録受付を実施するとともに、更新した名簿について、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防と共有した。	災害発生時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導等が円滑に行えるよう、災害時要援護者の情報を適切に把握するとともに、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携を深め、実効性の高い支援体制を構築する。

事業名	3-4-2 災害時要援護者が避難できる場所の検討	
目標	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	—	災害時要援護者の受入れについて、地域防災計画に基づき、特別養護老人ホーム等と協定を締結する。

事業名	3-4-3 区民防災組織の育成				
目標	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	区民防災組織等活動助成 42 団体	区民防災組織等活動助成	50 団体	50 团体	50 团体
	防災用資器材格納庫の更新 6 台	防災用資器材格納庫の更新	12 台	14 台	12 台
	可搬式D級ポンプの貸与 1 台	可搬式D級ポンプの貸与	1 台	1 台	1 台

第5章 地域福祉保健の推進計画

事業名	3-4-4 避難所運営協議会の運営支援				
目標	<p>災害時に被災者の生活の場となる避難所が、その役割を十分に果たすことができるよう、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主運営体制の確立を目指す。</p> <p>また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的に実施されるよう支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。</p>				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	避難所運営訓練等の実施 避難所数 11か所	避難所運営訓練等 の実施避難所数	32か所	32か所	32か所

事業名	3-4-5 耐震診断費用助成事業				
目標	<p>建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	助成件数 (木造建築物) 23件	助成件数 (木造建築物)	101件	101件	101件
	助成件数 (非木造建築物) 4件	助成件数 (非木造建築物)	10件	10件	10件
	助成件数 (分譲マンション) 2件	助成件数 (分譲マンション)	5件	5件	5件

事業名	3-4-6 耐震改修促進事業				
目標	<p>耐震診断の結果、耐震設計、耐震改修工事等が必要な住宅建築物について、設計や改修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	設計助成件数 13件	設計助成件数	55件	55件	55件
	耐震化助成件数 41件	耐震化助成件数	75件	75件	75件

事業名	3-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成				
目標	災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	助成件数 45件	助成件数	100件	100件	100件

3－5 男女平等参画の推進

地域福祉保健を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開される必要があります。

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮して、いきいきと暮らせる社会の実現を目指して、男女平等参画推進計画に取り組みます。

3－6 地域福祉保健計画の策定及び進行管理

区民参画による地域福祉保健の推進に関する総合的な協議や地域福祉保健計画の進行管理を行うため、学識経験者、関係団体の代表者及び地域福祉保健に関心のある区民で構成する地域福祉推進協議会を運営し、大局的な見地から、地域福祉保健の効果的な推進を図ります。

また、区の全庁的な組織である地域福祉推進本部を運営し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進します。

